

# ●●●●●聞くと見るでは大違い●●●●●

時 泉 川 好

法学部副科

法学部長 畑 博 行

「新入生諸君、まず、「広大法学部へようこそ」と申し上げたい。しかし、「合格おめでとう」とか、「入学おめでとう」というお祝いの言葉もぼつぼつ耳についてきたと思うので、何か一言記すことによつてそれに代えさせていただきたい。

昭和38年、アメリカへ留学する機会が得られた。アメリカ憲法理論を勉強していた私にとって、アメリカはまさしく人権保障の先進国であり、私もそこから多くのことを学んでいた。ところが、そこへ着いて、その年思いがけない判決が出ていることを知った。それはギデオン対ウェインライト事件とよばれ、フロリダ州において弁護人を得られないまま、自動販売機荒らしの罪で有罪とされ服役中のギデオンという男が、憲法違反を理由に再審請求を行った事件に対する判決である。アメリカ合衆国最高裁判所は、それまでの判例を覆し、経済的に困窮した被告人に国選弁護人を付さずして有罪とするのは違憲であるとし、ギデオンの釈放を命じたのである。当時のフロリダ州では、有罪となれば死刑になるか、あるいは被告人が知恵遅れである場合以外、国選弁護人の選任を裁判所に義務づけていなかった。その時分かったことであるが、その頃、なんとアメリカ合衆国50州のうち15もの州が国選弁護人の制度をもっていなかったのである。最高裁判所のその『画期的』な判決のおかげで、フロリダ州一州だけでも、何千人という受刑者が再審を認められ、千人以上の者が釈放されたのである。アメリカといっても広く、人権保障の面で進んだ州とそうで

ない州とでは大きな差があるということをごまごま見せられたわけである。

昭和46年、第2回目のアメリカ在外研究中に、これまた面白い事件に遭遇した。事件の現場はウィスコンシン州で、そこでは、州の法律によつて、過度のアルコール常飲者の名前を酒類販売店および飲み屋の店内に掲示し、その者に酒を売らないよう命ずる権限を警察署長に与えていた。そのような法律の違憲性を争ったコンスタンチノー夫人は52歳の離婚者で、飲み屋によく顔を出すものの、飲みっぷりは陽気で、どこの店でも人気者であつたらしい。もちろん、訴えを受理した合衆国最高裁判所は、6対3で、同法を違憲と判断（3人の裁判官は手続上の理由でそれに反対）したものの、田舎の州のこととはいえ、プライバシーについてきわめてうるさいアメリカにまだこんな法律があつたのかと驚いたものである。多分、同州には飲酒を罪悪視する空気が根強く残つていたからであろう。

今日、マスメディアが発達し、キャッチ・フレーズのたぐいや、もっともらしい情報のはん濫している。世間の人たちはともすればそれを事実として受け入れがちである。まことに困つたことであるが、それが真実であろう。そこで、これから法学部で社会科学を勉強しようとする新入生諸君に一言いっておきたい。それは、物事を断定的あるいは一面的に見るなどということである。なぜなら、物事には往々にして裏があるし、経験的にいって、世の中聞くと見るとでまるで違つてゐることが少なくないからである。